

尾鷲市建設工事等指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は建設工事等の適切な施行を確保するため、有資格業者の指名の停止について必要な措置を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。

(2) 有資格業者

尾鷲市会計規則（昭和41年尾鷲市規則第4号）第70条の規定に基づき、尾鷲市請負工事等入札指名資格者名簿に登録された建設業者、測量、設計監理、地質調査、コンサルタント業者、特定及び経常建設共同企業体（以下「有資格業者」という。）等をいう。

(指名停止の決定機関)

第3条 市発注工事の施工に係る指名停止の決定は、尾鷲市工事請負人指名審査会（以下「審査会」という。）に諮り市長が決定する。

(指名停止等の要件及び期間)

第4条 市長は有資格業者又はその使用人が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、市の工事等に係わりのない場合の指名停止については、当該要件が特に悪質であり、社会的に重大な影響を及ぼしたと認めたときに限り指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行ったときは、市長は工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る指名業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 前項の規定は現に指名している有資格業者から辞退の届出があった場合には適用しない。

(下請人に関する指名停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請人があるときは、当該下請人について元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行う。

(特定及び経常建設共同企業体に関する指名停止)

第6条 市長は、特定及び経常建設共同企業体が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、当該共同企業体について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により特定及び経常建設共同企業体を指名停止にする場合には当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、指名停止

について責を負うべき割合等情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第7条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

3 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知、報告)

第8条 市長は、指名停止の措置(指名停止の期間、変更及び指名停止の解除を含む。)が決定されたときは、別紙様式により有資格業者に通知するとともに県知事に通知するものとする。

(契約の相手方の制限及び下請等の禁止)

第9条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 指名停止の期間中の有資格業者は市発注工事等の委託業務完成保証人又は、下請人となることができない。ただし、当該有資格業者が指名停止の期間の開始前に業務委託保証人又は下請人となった場合はこの限りでない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

第10条 市発注工事を随意契約により施行しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当する場合は、前条の規定にかかわらず指名停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。

(1)災害時の応急工事で他の業者に施行させ難いと認められるとき。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意処分を行うことができる。

(雑則)

第12条 指名停止の効力は決定された日以前にさかのぼって生じることはない。

附 則 この要領は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成20年12月1日より施行する。

「別表」 指名停止措置基準

措 置 基 準	措 置 期 間
<p>第1 尾鷲市内で生じた事故等による措置基準 (虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事の契約に係る競争入札における入札前に行う申請書、届出書等に虚偽の記載をし請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>不相当であると認められる日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたとき。又は、かしが重大であるとき。</p>	<p>工事が粗雑であると認められた日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 工事施工に当たり契約に違反したとき、又は入札に際し正当な理由なしに契約を辞退したとき。</p> <p>4 契約の履行の確保のため、監督員又は検査員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>5 工事施工に当たり正当な理由なく工事の完成を遅延したとき。</p>	<p>違反したと認められる日から2週間以上6ヶ月以内</p> <p>当該事実を知った日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>遅延したと認められる日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 市発注工事の施行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき、及び公衆に負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。</p>	<p>当該事実を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該事実を知った日から2週間以上6ヶ月以内</p>
<p>第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p> <p>1 有資格業者の役員又は使用人が市発注工事の入札施行等に関し市職員に対して行った贈賄容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は提起された日から2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>ただし逮捕後公訴を提起しない処分又は公訴の取消しが行われたことを知った日まで</p>

措 置 基 準	措 置 期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 市発注工事において業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>不相当であると認められた日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>3 市発注工事において、有資格業者の役員等が談合の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴の提起を知った日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>ただし、逮捕後公訴の提起をしない処分又は公訴の取り消しが行われたことを知った日まで</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の契約の相手方として不相当であるとき。</p> <p>5 代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の契約の相手方として不相当であるとき。</p> <p>6 有資格業者の役員等が業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき、又は役員等がいかなる名義をもってするとを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>不相当であると認められた日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>不相当であると認められた日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該事実を知った日から3ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>第3 次の各号のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>1 有資格業者の役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められ</p>	<p>指名停止をした日から当該の期間を経過し、工事の請負契約の相手方として適当と認められる状態となるまで</p>

<p>るとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	24ヶ月
<p>2 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p>	12ヶ月
<p>3 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	9ヶ月
<p>4 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	6ヶ月
<p>5 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	3ヶ月
<p>6 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	6ヶ月
<p>7 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為（注1）を行ったと認められるとき。</p>	1ヶ月以上12ヶ月以内
<p>8 有資格業者が、尾鷲市の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。</p>	3ヶ月以上6ヶ月以内
<p>9 有資格業者が、尾鷲市の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p>	3ヶ月以上6ヶ月内

<p>第4 その他指名停止に相当する措置 (その他)</p> <p>1 三重県が指名停止をした有資格業者</p>	<p>三重県の停止期間</p>
<p>2 前各号に掲げる場合のほか市長が指名の停止を行うことが適当であると認められる行為をした業者。</p>	<p>当該事実を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>

(注1) 第3の7記載の「暴力行為」とは、暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の暴行、脅迫、傷害、毀棄等をいい、この条項は当該業務に関しこれらの暴力行為を行ったと認められるときに適用する。

